
◎各常任委員会の所管事務調査について

○議長（山本浩平君） 日程第19、常任委員会の所管事務調査について、調査結果の報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員会小西秀延委員長。

〔総務文教常任委員会委員長 小西秀延君登壇〕

○10番（小西秀延君） 所管事務調査結果の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

1、調査事項、地域の防災計画について。2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、説明のために出席した者の職・氏名、6、職務のために出席した者の職氏名は、記載のとおりです。

7、調査結果及び意見、本委員会は、担当課より「地域防災計画」について調査を行い、連携する「避難行動要支援者避難支援計画」についても併せて説明を受けたので、その結果を下記のとおり報告する。

（1）、地域防災計画とは、災害対策基本法の規定に基づく国・道などの防災関係機関で構成する白老町防災会議が作成する災害対策全般に関する計画で、風水害、地震・津波などから町民の生命、身体及び財産を保護し、災害の予防、被害の軽減、応急対策及び復旧に関する防災活動について、防災関係機関や町民がみずから適切に実施するための事項を定めている。

（2）、町民の備えと対策について。①、平常時の備え。ア、防災マップを活用し避難方法（避難路、避難場所等）及び家族との連絡方法の確認。イ、3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常時持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備。ウ、隣近所との相互関係の形成。エ、災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握。オ、防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得。カ、配慮者への配慮。キ、自主防災組織の結成。

②、町民への周知と方法。ア、災害情報を町は下記の事項について防災行政無線、緊急速報メール、広報車、町ホームページ、報道機関などを通じ災害情報伝達する（避難準備情報、避難勧告、避難指示、大雨特別警報、土砂災害警戒情報、緊急地震速報、大津波警報、津波警報など）。イ 広報での周知（6月実施）。ウ 本編、資料編、概要版を町ホームページで公表。

（3）、関係マニュアル・計画の策定について。①、避難所運営マニュアル。②、職員初動マニュアル。③、業務継続計画（BCP）。④、白老町地域防災計画の修正。これらのマニュアル等は今年度中に作成することとしている。

（4）、土砂災害対策。①、土砂災害マップの作成配布（10月配布予定）。若草地区、桜ヶ丘運動公園地区、ポロト地区を作成中で、作成後説明会を実施し配布する。

②、土砂災害危険箇所の対応（80数箇所 道の調査未実施）。道による基礎調査未実施箇所の町内会を対象に住民説明会を実施予定。

（5）、全町一斉津波避難訓練の実施。平成24年度59町内会2,506人、10団体等174人、合計2,680

人。平成25年度45町内会1,339人、54団体等2,442人、合計3,781人。平成26年度60町内会1,723人31団体等339人合計2,062人。

(6)、災害時備蓄品の整備。①、平成26年から平成28年の3カ年計画まで。②、避難者数の設定11,000人(津波避難計画)。③、備蓄品目。食料、生活必需品、資機材(乳幼児、高齢者、女性に配慮)。④、備蓄数量。食料1万1,000人掛ける6食で6万6,000食(町はこのうち1割を備蓄)。水1万1,000人掛ける6リットルで6万6,000リットル(同上)。避難所運営検討会で協議し今年度より分散備蓄を開始予定。

(7)、食育防災センターの防災に関する運用指針の作成。①、非常時における避難者への炊き出しの実施。②、平常時における防災講習会等の実施。

(8)、その他。①、災害対策用ベストの貸与(災害時対応職員の明確化)。②、特設公衆電話の配備(避難者の通信手段の確保 22施設に配備)。

(1) 白老町避難行動要支援者避難支援計画とは、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年6月に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者の実効性のある避難支援がなされるというようにするため、市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられた。この計画は、災害が発生したときに1人でも多くの避難行動要支援者の生命を守るため、災害時の支援体制を定めることを目的としている。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成。避難行動要支援者の名簿の作成にあたって下記に記載の範囲としている。①、介護認定において、要介護3以上の認定を受けている方。②、身体障害者手帳の所有者で障害の程度が1級・2級の方。③、療育手帳Aの方。④、精神障害者保健福祉手帳1・2級の方。⑤、その他災害時の支援が必要と認められるもの。

(3)、避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供。平常時から情報提供の同意をいただいている方については、消防機関、警察機関、民生委員、社会福祉協議会、町内会などの避難支援等関係者に情報提供する。ただし、本人の同意が得られていない場合は提供しない。なお、災害が発生しまたは発生する恐れのある場合は、本人の同意が得られない場合でも避難支援実施に必要な範囲で名簿の提供ができる。

(4)、災害時における名簿の活用。避難行動要支援者の避難支援は、原則として名簿情報に基づき支援を行うこととなり、支援者本人や家族等の生命を守ることが大前提で可能な範囲で行うこととなります。また、平常時から情報提供に同意されてない方についても、可能な範囲で関係機関に協力を求めることとなる。

(5)、個別計画の策定。①、避難支援関係者と連携した計画の策定。民生委員、社会福祉協議会、町内会、社会福祉事業者等と協力・連携し、一人ひとりの個別計画の策定を進めている。②具体的な支援方法に関する調整。個別計画策定にあたって、町や避難支援等関係者間で情報が共有できるよう、避難行動要支援者名簿に加え、次の情報を記載する。ア、災害時に避難支援を行う方。イ、避難支援を行うときの留意点。ウ、避難支援の方法・避難場所・避難経路。エ、本人が不在で連絡がとれないときの対応方法。

(6)、避難行動要支援者と避難支援等関係者の組み合わせ。避難行動要支援者と避難支援等関

係者の組み合わせについては、地域の実情を踏まえつつ、次の点を考慮して町と関係者が連携し調整する。①、一人ひとりを避難行動要支援者にできる限り複数の避難支援等関係者が補完しながら避難支援に当たる。②、一人の避難支援等関係者に集中しないよう年齢や特性を配慮して適切な役割配分を行う。

(7)、避難行動支援に係る共助力の向上。関係機関等による連絡会議の設置、要配慮者や避難支援等関係者に対する研修の実施、日ごろから避難行動要支援者を見守る地域づくり、災害発生時に協力していただく民間団体などとの連携、防災訓練の実施など。

8、委員会の意見。白老町地域防災計画は防災に対する新たな考えを導入。最大クラスの津波を想定して、災害時の被害を最小化する減災の考え方に立ち、その対策を計画に取り入れている。また、財政が厳しい中ではあるが、計画的に災害時の備蓄の整備に取り組み、避難所運営マニュアルの作成や職員の初動マニュアルの策定、業務継続計画等は、現在における取り組み姿勢は評価ができる。そして、当委員会からの要望でもあった、災害時に職員を明確に識別できる災害対策用ベストの貸与など、防災にとって有効なものである。しかし本計画の改訂は平成12年から行われておらず、国・道・各市町村と比較すれば対応が遅過ぎると言わざるをえない。今回の改訂は東日本大震災も要因にあるが、日ごろから町民の安心・安全のためには、適宜、改訂が必要であると考えている。

次に、白老町避難行動要支援者避難支援計画では、要支援者の把握が最大の課題であると考えている。避難行動要支援者名簿の作成が必要不可欠であり、さらにその内容も詳細なものにしていかなければ、非常時における即時対応が不可能となる。また、名簿作成には同意が必要とされているが名簿の重要性を町民に深く理解してもらう必要がある。非常時には要支援者が同意していない場合も可能な範囲で関係機関の協力を求めることになっているが、平常時から名簿作成に同意していただく努力が必要である。これらのことに配慮し、個別計画を策定することになるが、町や避難支援等関係者間で情報が共有できるよう早急な対応が必要であると判断する。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） 続きまして、産業厚生常任委員会、西田祐子委員長お願いいたします。
〔産業厚生常任委員会委員長 西田祐子君登壇〕

○産業厚生委員会委員長（西田祐子君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

1、調査事項 町立病院の現状について。2、調査の方法、3、調査の日程、4、出席委員、5、説明のために出席した者の職・氏名、6、職務のために出席した者の職・氏名は記載のとおりです。

7、調査結果及び意見。町立病院については、平成8年から行政改革大綱の策定が進められた第3次行政改革以降、病院経営の健全化や改築等の方向性について、議会も含めて議論が重ねられてきたが、平成25年6月に町長の私的諮問機関「財政健全化外部有識者検討委員会」から「原則廃止」との答申が出されたのを受け、同年9月の定例会において、町長みずからもこ

のままの経営状態では原則廃止との意向を表明し、策定が進められていた財政健全化プランにおいて、「病院経営改善計画」に基づく経営改善に取り組み、その結果を見きわめながらその後の方針を決定するとされた。一方、原則廃止の意向に対し町民による存続を求める活動が拡がりを見せ、存続を求める署名は4,621筆に達し、有志により「町立病院を守る友の会」が設立されるなど、町民による運動が大きくなるとなった。議会においても、「財政健全化に関する調査特別委員会」において、白老町における医療のあり方、方向性についての議論を重ねた。その後、平成26年8月の全員協議会において、「病院経営改善計画」に基づく経営改善が図られたこと、救急、小児、回復期医療などの診療体制を確保する必要があること、町立病院が担う役割があることなどに加え、「町立病院を守る友の会」をはじめとした町民や議会の意見を踏まえた町長の総合的な政策判断として、病院経営の継続及びできるだけ早期に改築を実現するよう改築基本方針の策定が表明された。

本委員会では、所管事務調査として、町立病院の現状、経営状況等の説明を受けた後、施設の現況調査及び院長との懇談を行ったので結果を報告する。

(1)、町立病院の事業の沿革・概要。白老町立病院は昭和25年4月に白老村立国民健康保険診療所として開設され、昭和26年6月に国民健康保険法に基づく保健事業として内科・外科・産婦人科の3診療科による認可を取得し、事業が開始された。昭和41年11月に現在地に新築移転し、地上3階地下1階の鉄筋コンクリート造、建築面積4,058.48平米、内科・外科・小児科・産婦人科の4診療科、許可病床100床により診療を開始した。平成21年4月に許可病床58条(稼働病床50床)、診療科目を内科・外科・小児科・放射線科の4診療科にするとともに、医療機関併設型小規模介護老人保健施設(29床)を開設し、現在に至っている。なお平成27年4月1日現在の病院の概要、職員数等については別表(表1 病院の概要)、(表2 職員の配置状況)のとおりである。

(2)、町立病院の経営状況。昭和50年代までは一般会計からの繰出金を受けつつも、累積赤字を発生させることなく病院経営を行ってきたが、医業収支の低迷から昭和63年度決算において初めて累積欠損金7,800万円が発生し、以降、ピークである平成19年の15億2,000万円まで増加を続けた。その後、平成20年の公立病院特例債の発行や一般会計からの繰出金の増、近年の経営状況の改善により9億3,200万円まで減少しているものの、いまだ累積欠損金の解消には至っていない。また、流動負債と流動資産との差額である不良債務額は、平成19年度決算ではピークとなる6億900万円まで達したが、平成20年度に公立病院特例債4億5,000万円を発行し不良債務額を解消して以降は、不良債務額は発生していない。本業である医業収支は改善傾向にありつつも、外来患者数、入院患者数の低迷により、平成26年度決算見込みにおいて依然として2億6,000万円程度の赤字が発生しており、病院経営については今後も改善の余地がある。

(3)、病院経営改善計画。町立病院では、患者の減少や医療費の抑制などによる収益構造の悪化により、一般会計からの多額の繰入金によって経営が成り立っている現状を改善すべく、猪原院長のもと、平成25年9月に「白老町立国民健康保険病院経営改善計画」を策定した。本計画においては、「患者さんに来院していただく病院づくり」、「来院していただいた患者さんに安

心していただく病院づくり」、「安定した経営につとめる病院づくり」を基本方針とし、患者数や収支改善の具体的な目標数値を掲げて、院長を先頭に職員全員が一丸となって、自助努力による医業収益改善に向けた取り組みを実施している。平成26年度決算見込みの数値においては、一部の数値を除き、おおむね計画目標値に達しており、取り組みの効果が認められる。平成26年度決算見込みにおける収支改善計画に基づく各数値は別表(表3 患者数の動向)、(表4 主要財政指標)、(表5 収支計画進捗状況)のとおりである。

(4)、施設の現況。現在地に建設移転してから50年近くが経過し、いたるところで経年劣化による傷みが発生している。特に施設内各所で雨漏りやボイラー配管等からの水漏れが発生しており、天井板の一部が崩落している箇所もあるなど、衛生面だけではなく施設の安全性も確保されていない。また、病室や通路、浴室などは十分な広さが保たれているとは言いがたく、患者の快適性の確保のみならず、看護・介助などの業務にも影響が懸念されるなど、総じて病院施設としてのアメニティは老朽化により低迷している。

(5)、病院給食。現地視察時に病院給食の試食を行った。提供されている給食については、食材を細かく刻んだり、やわらかく煮込むなど、患者が食べやすいような配慮がなされており、患者の病状によって味つけも変更するなど、きめ細やかな対応がなされている。また、視力の弱い方がご飯の食べ残しに気づけるよう、食器の色を変更するなど、患者の視点に立った工夫もなされている。

(6)、院長との懇談。院長と懇談を行い、町立病院の現状や課題、看護師及び看護補助者（ヘルパー職）等医療スタッフの確保、今後の方向性等について意見交換を行った。

(7)、委員会の意見。町長の病院経営継続の表明から1年が経過したところであるが、本委員会では、町立病院の現状や課題を踏まえ、次のとおり提言する。①、早期の改築基本方針策定

町立病院の施設については、前述のとおり老朽化により十分な安全性が確保されておらず、改築は先送りが許されない喫緊の課題であることから、1日も早い改築を実現するため、専門部会からの提案を待つのではなく、強いリーダーシップのもと、町長みずからが将来の町立病院のあるべき姿について町民、議会、院長と意見を交わし、早急に改築基本方針を示すことが望まれる。②、情報共有と町民参加。経営継続、改築基本方針策定の表明以降、議会はもとより町民に対しても議論の経過等の情報提供がなされておらず、町民や議会の意見を聞く機会も設けられていないのが現状である。検討段階から町民や議会の意見に耳を傾け、その要望を踏まえ費用がどれだけかかるかも含めた徹底的な議論をしてこそ、町民に愛される、町民が安心して命を預けられる病院の姿が見えてくるものであることから、自治基本条例の基本原則にのっとった情報共有と町民参加が望まれる。③、長期的展望に立った方向性。町長の政策判断により病院経営の継続が決定されたものの、財政健全化に向けた道程のさなかにあり、町政の課題は山積している、その課題に正面から向き合い、20年、30年先の人口減少社会を見据えた「まちづくり」の方向性を明確にし、国が示す新たな公立病院改革ガイドラインや北海道が策定する「地域医療構想」の動向等も踏まえながら、近隣の大型病院や町内医療機関と連携を図り、地域包括ケアの中心的役割を果たしていくことが望まれる。また、町民の生命を守り、安心な

暮らしを引き受ける覚悟が期待されており、それにこたえるべく、白老町における医療の目指すべき方向、病院改築のあり方を示すべきである。以上であります。

○議長（山本浩平君） 次に、広報広聴常任委員会氏家裕治委員長、報告願います。

〔広報広聴常任委員会委員長 氏家裕治君登壇〕

○広報広聴常任委員会委員長（氏家裕治君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

1、調査事項、(1)、分科会、①、産業厚生分科会、町立病院を守る友の会との懇談。

(2)、小委員会、議会広報の発行及び広報広聴の調査・研究。2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、職務のために出席した者の職・氏名、6、団体からの出席者は記載のとおりです。

7、調査報告。本委員会は、所管事務調査として、町内活動団体との懇談、議会広報の編集・発行及び広報広聴の調査・研究等が終了したことから次のとおりその内容を報告する。

(1)、産業厚生分科会。産業厚生分科会は、町立病院を守る友の会との懇談を実施した。なおその内容については、別紙「活動報告書」のとおりである。

(2)、小委員会。小委員会は、議会広報第153号の編集・発行、広報広聴の調査・研究及び議会懇談会に関する調査を行った。広報広聴の調査・研究では、8月19日に札幌で開催された議会広報研修会に参加し、住民に読んでいただくための「議会広報誌の表現基本」をテーマに、議会広報の基本と編集技術を学ぶことができた。1、住民にわかりやすく情報訴求するための紙面配置か。2、住民に読んでいただくための紙面編集の工夫は。3、住民にわかりやすい紙面編集か。4、見やすい紙面表紙か。等々、読んでいただくための情報理解を視覚的に捉える工夫の必要性を感じることができた。議会の活動内容が、住民に伝わるまでが議会活動であるとするならば、どんなにすばらしい議会活動も、それを住民が知らなければ評価はなきに等しいことを再認識したところである。また、「議会広報」編集の基本姿勢としては、「住民が読むもの」を念頭に、一般住民との間にある「情報格差」を考慮した企画・編集と議会の活動を身近に感じる読者本位の編集（正確で簡潔・わかりやすい記事・正しい表記）が大切であることはもとより、写真やイラスト、表組・グラフなどを用いながら、読者の視覚を引きつける広報編集の必要性を強く感じたところである。

以上であります。

○議長（山本浩平君） ただいま、それぞれの常任委員会から報告がございましたが、この報告に対して何か質問がございましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） それでは、質問がございませんので、これをもって報告済みといたします。